

令和5年7月11日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1 件
(うちカセットこんろ1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 8 件
(うちノートパソコン1件、フードミキサー(ブレンダー)1件、
電気ストーブ(カーボンヒーター)1件、
パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)1件、
扇風機(充電式、携帯型)1件、電子レンジ1件、
電動アシスト自転車1件、IH調理器1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：石田、首藤、庄田

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300295	令和5年5月11日	令和5年7月7日	カセットこんろ	KC-310	株式会社ニチネン (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年6月22日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300288	令和5年6月26日	令和5年7月6日	ノートパソコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202300289	令和5年6月21日	令和5年7月6日	フードミキサー(ブレンダー)	火災	当該製品を充電中、当該製品を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和5年6月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202300290	令和5年6月 ※不明	令和5年7月6日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	火災	当該製品をコンセントに接続していたところ、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202300291	令和5年6月4日	令和5年7月6日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品内部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年6月26日
A202300292	令和5年6月15日	令和5年7月6日	扇風機(充電式、携帯型)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和5年6月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年6月20日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A202300293	令和5年6月22日	令和5年7月7日	電子レンジ	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品の庫内の食品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202300294	令和5年6月3日	令和5年7月7日	電動アシスト自転車	重傷1名 軽傷1名	幼児2名を当該製品に乗せて走行中、転倒し、幼児(5歳)が重傷、幼児(3歳)が軽傷を負った。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	石川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年6月30日
A202300296	令和5年6月27日	令和5年7月7日	IH調理器	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし